

平成 16 年 2 月 6 日

総務省総合通信基盤局  
電波部移動通信課 御中

ソフトバンク株式会社  
代表取締役社長 孫 正義

### 第三世代移動通信システム IMT-2000 の導入に関する方針について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成 15 年 12 月 26 日付にて募集のあった、「第三世代移動通信システム IMT-2000 の導入に関する方針（平成 12 年 3 月公表）」に係る意見の募集に対して、弊社の意見を別紙のとおり送付させていただきます。

問い合わせ等は、下記連絡先で対応いたしますので宜しくお願い致します。

#### 連絡先

〒103-0015  
東京都中央区日本橋箱崎町 24 番 1 号  
日本橋箱崎ビル

ソフトバンク BB 株式会社  
取締役 BB フォン事業本部長  
宮川 潤一

TEL 03-5541-9833  
E-MAIL [jmiyakaw@softbank.co.jp](mailto:jmiyakaw@softbank.co.jp)

## 別紙

1. 「割当てを見合わせている周波数」は一層の競争を促進するために既存事業者以外の新規事業者に割り当てるべきである。

国民の貴重な資産であるこの周波数帯が、それを今すぐ利用したいとする事業者がいるにも拘わらず長期にわたって利用できないとすることは、大きな損失である。従って、「割当てを見合わせている周波数」は新規参入事業者に割り当てるべきである。該当周波数の内、PHS との干渉が懸念されている 1920～1925MHz についても、早急に問題を解決して供用すべきである。

この割当てに当たり、現在、2.1GHz 帯で事業を行っている事業者（片道 15MHz ずつ）が「既に免許済みの 15MHz では不十分であり、20MHz がどうしても必要である」と主張する事が考えられる。しかし、15MHz では不十分（或いは不可能）だが 20MHz なら十分（或いは可能）なサービスがあるとは考えられない。確かに帯域が広がればデータスループットの最高値が向上し得るのは事実だが、今日のベストエフォートサービスに於ては全くと言って良い程意味のない事である。

ところで、現在 2.1GHz 帯 IMT-2000 の免許は、他の周波数帯で既にサービスを提供している既存の三事業者のみに与えられている。この免許が与えられた 2000 年 6 月の時点では、これは合理的な措置であったといえるし、現実に新規参入を希望する事業者も当時は現れなかった。しかし、今日では、この 4 年間に実現した技術革新と市場の変化によって、新しいニーズに基づいて新しいサービスを安定的に提供できる事業参入希望者が登場している事は既に世間一般の知る所と言える。携帯電話の番号ポータビリティと併せて、現状の事業者 3 社の市場に新たな参入事業者を認めれば、更に市場が活性化され競争原理によりユーザーが負担する利用料金が確実に下がる。

これらの事から、「割当てを見合わせている周波数」の処置に当たっては、既存事業者に潜在的権益を認めるべきではなく、競争促進の観点から新規事業者に割り当てるべきである。

2. 新規参入事業者は、新規参入事業者に相応しい条件を満たす必要がある。

新規参入事業者は下記を満足する事業申請書を、一定期日までに提出するように義務付けるべきである。

IMT-2000 として標準化された技術を使用し、既存事業者による隣接サービスに対し干渉を与えないことを保証すること。

利用者に対し、既存事業者の現在のサービスとは異なった思想に基づく「新規性のあるサービス」を提供すること。

利用者に対し、良質なサービスを長期にわたり安定して提供することが出来ることを示す「技術的にも財務的にも健全な事業計画書」が提示されること。

サービス開始の日限を明示し、その日限を一年以上超えてもサービスが開始できなかった場合は、一定の罰則の適用を受けることを確認すること。(これについては既に免許を取得済みの事業者についても新たに確認を求めるべきである。)

3. 事業参入は、グループ1社とするべきである。

事業参入は、NTTグループは、NTTドコモ、KDDIグループはauというように認可事業者が各グループ内で複数社が出ないよう新規参入機会の公平性を遵守するためにも規制すべきである。ただし、本項目の前提は、本方針で対象としている1920～1980MHz及び2110～2170MHzを有効に利用するための意見であり、その他の周波数は、別途方針を作成する必要がある。

4. 議論の透明性を確保する為に、妥当性を問う公聴会等を開催すべきである。

「国民の貴重な共有資源である周波数」に関するものであるから、その妥当性について広く識者の意見を求めるべきである。従って、この為の「公聴会」などの開催が不可欠である。

5. 「割当てを見合わせている周波数」は800MHz帯の事業免許再編に充当すべきではない。

既存移動体通信事業者の中には現在利用している800MHzは、送信と受信に使われる周波数が諸外国とは逆になっているので、何れかの時点で修正すべきであり、その移動先或いは待避先として「割当てを見合わせている周波数」を充当しようとする説を見聞する。しかし、この壮大な作業の費用対効果に疑問が呈されているのは衆知の所であるし、そもそも800MHzの送受逆転も相応の理由があって採用された方式であり、諸外国と異なる事のみを以て悪とするのは軽薄に過ぎる。少なくとも、至って近い将来に活用が期待される「割当てを見合わせている周波数」を800MHz帯の待避先として充当する事は愚策と言わざるを得ない。

6. 本件の議論と並行して、或いは免許後のいかなる時点においても、既存事業者と新規事業者が「設備の共有」や「業務提携」などの「より合理的な手法」について協議することは、公正競争の原則を害しない限りは、妨げるものではない。